

県プール整備運営事業に係る総合評価落札方式実施要領

令和2年1月30日

総合政策部国民スポーツ大会準備課

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する県プール整備運営事業（以下「本事業」という。）において実施する総合評価落札方式による一般競争入札の手続きについて、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号。以下「財務規則」という。）、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年宮崎県規則第69号。以下「特定役務調達規則」という。）及び宮崎県建設工事等電子入札実施要領（平成17年12月1日県土整備部管理課定め。以下「電子入札要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「総合評価落札方式」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(適用範囲)

第3条 この要領は、本事業において、予定価格が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特定役務調達政令」という。）第3条第1項に規定する総務大臣の定める額以上の額で、落札者の決定に当たり技術提案を求めることが適当と判断される場合に適用する。

(落札者決定基準)

第4条 知事は、本事業において総合評価落札方式による一般競争入札を行おうとする場合は、事前に価格その他の条件が県にとって最も有利なものを決定する基準（以下「落札者決定基準」という。）となる評価項目ごとの評価基準及び評価の方法を定めなければならない。

(学識経験者の意見聴取)

第5条 知事は、落札者決定基準を定めようとするときは、県プール整備運営事業審査委員会設置要綱（令和元年12月2日総合政策部国民スポーツ大会準備課定め）に規定する県プール整備運営事業審査委員会において、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かななければならない。

2 知事は、前項の意見聴取において、改めて学識経験者の意見聴取が必要との意見が述べられた場合には、本事業の落札者を決定しようとするときに意見を聴かななければならない。

(落札者決定基準の決定)

第6条 落札者決定基準は、総合政策部技術審査会設置要綱（平成30年10月17日総合政策部総合政策課定め）に規定する総合政策部技術審査会（以下「技術審査会」という。）の審査を経た後、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369

号) 第 13 条に規定する入札参加資格審査会 (以下「全庁審査会」という。) の審査を経て決定するものとする。

(予定価格の事前公表)

第 7 条 予定価格の公表は、入札公告時に行うものとする。

(入札参加資格の決定)

第 8 条 入札参加資格は、技術審査会の審査を経た後、全庁審査会の審査を経て決定するものとする。

(入札公告)

第 9 条 入札公告は、特定役務調達規則第 5 条及び第 8 条に定める事項について、県公報、宮崎県公共事業情報サービス (以下「入札情報サービス」という。) 及び県ホームページに掲載することにより行うものとする。

2 前項の公告は、開札日の前日から起算して 40 日前 (当該日数には宮崎県の休日を定める条例 (平成元年宮崎県条例第 22 号) 第 2 条に規定する休日及び 8 月 13 日から 8 月 15 日までの日は含まない。以下日数の規定において同じ。) までに行うものとする。

(入札説明書等の交付等)

第 10 条 入札説明書等の交付は、技術的な理由等により掲載が困難な場合を除き、原則として入札に参加しようとする者がダウンロードできる形式で入札情報サービス及び県ホームページに掲載することにより行うものとする。

(入札参加手続)

第 11 条 入札に参加しようとする者は、電子入札要領第 8 条第 1 項の規定にかかわらず別に定める様式による入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。

(費用の負担等)

第 12 条 申請書等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

2 提出された申請書等は、入札参加資格確認以外の目的に使用しないものとする。

3 提出された申請書等は、返却しない。

(入札参加資格の確認)

第 13 条 知事は、第 11 条の規定により入札参加資格確認申請書の提出があった場合は、入札参加資格の確認を行い、当該確認結果を通知するものとする。この場合において、入札参加資格がないと認めた者に対しては、入札参加資格のうち要件を満たさない項目及び要件を満たさない理由を通知するとともに、当該理由についての説明を求めることができる旨を教示するものとする。

(入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第 14 条 前条の規定により入札参加資格がないとされた確認通知書を受理した者は、当該通知を受理

した日の翌日から起算して5日以内に、知事に対して書面により入札参加資格がないとされた理由を求めることができる。

- 2 知事は、前項の規定による説明を求める書面を受理したときは、当該書面を受理した日の翌日から起算して5日以内に、当該説明を求めた者に対して書面により回答するものとする。
- 3 前項の回答に当たり、入札参加資格があると認める場合は、技術審査会の審査を経て、入札参加資格がないとした確認通知書を取り消すととともに、入札参加資格があると認める確認通知書により回答するものとする。
- 4 第1項に規定する説明を求められた場合は、第2項に規定する回答を行うまで開札は行わないものとする。

(入札保証金)

第15条 入札保証金は納付させるものとする。ただし、財務規則第100条第2項各号のいずれかに該当すると認められるときは免除することができる。

- 2 前項の事項は、入札公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

(入札書の提出)

第16条 入札書は、開札日の前日から起算して9日前から開札日の前日午後5時までに、電子入札システムにより提出するものとする。

なお、電子入札要領第12条の規定により入札書を書面により提出する者（以下「紙入札参加者」という。）にあつては、別に定める様式による紙入札参加申出書とあわせて持参又は郵送により提出するものとする。

- 2 入札書を持参する者にあつては、当該入札書を封書にして提出する。なお郵送する者にあつては封書にしたものを郵送するものとする。
- 3 紙入札参加者は、入札書提出時に確認通知書の写しを併せて提出するものとする。なお郵送により入札書を提出する場合は、封書にした入札書と確認通知書の写しを同封するものとする。
- 4 電子入札要領第15条第1項に規定する登録を行うに当たっては、確認通知書の写しにより入札参加資格を確認するものとする。

(工事費内訳書)

第17条 入札参加者は、入札書提出時に工事費内訳書を提出するものとする。なお紙入札参加者にあつては、工事費内訳書を入札書に同封するものとする。

(落札者の決定等)

第18条 落札者決定基準に基づき総合評価を行った結果、予定価格の範囲内で評価値の最も高い者を落札者とする。

- 2 前項の場合において、評価値の最も高い者が2者以上いる場合にあつては、当該評価値の者による電子入札要領第19条に規定するくじで落札者を決定するものとする。
- 3 知事は、落札者を決定した場合にあつては電子入札要領第18条に規定する落札決定通知書により通知するものとする。

(入札の無効)

第 19 条 財務規則第 125 条に該当する場合のほか、次のいずれかに該当する者のした入札は無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) この要領及び入札公告の規定に違反した者のした入札
- (3) 契約の日までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札
- (4) 工事内訳書を提出しない者又は工事内訳書に不備がある者のした入札

(仮契約の締結)

第 20 条 第 19 条の規定により落札者を決定したときは、この契約の締結に係る宮崎県議会の議決を経たとき、本契約となる仮契約を締結するものとし、その旨を入札公告において明らかにしておくものとする。

(評価結果等の公表)

第 21 条 落札者を決定したときは、特定役務調達規則第 14 条に定めるところにより、落札者等を県公報により公示するものとする。

(落札者として選定されなかった理由の説明)

第 22 条 入札書を提出し、落札者とならなかった者のうち不服がある者は、落札決定の公表を行った日の翌日から起算して 5 日以内に、知事に対して書面により落札者とならなかった理由についての説明を求めることができる。

2 知事は、前項の規定による説明を求める書面を受理したときは、当該書面を受理した日の翌日から起算して 5 日以内に書面により回答するものとする。

(苦情処理)

第 23 条 この要領を適用する入札に参加を予定している者又は参加した者のうち、当該入札に関し不服がある者は、この要領の定めるところにより苦情の申立てを行うことができるほか、宮崎県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成 26 年 6 月 23 日会計管理局会計課定め）に定める宮崎県政府調達苦情検討委員会に対し苦情の申立てを行うことができる。ただし、宮崎県政府調達苦情検討委員会に対する苦情の申立てについては、特定役務調達政令第 1 条に規定する国際約束の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合に限る。

(その他)

第 24 条 この要領に定めるもののほか、総合評価落札方式の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 2 年 1 月 30 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 10 月 16 日から施行する。